

平成 18 年 1 月
厚生労働省
農林水産省

米国から到着したせき柱（特定危険部位）を含む子牛肉の確認について

- 1 1 月 20 日、成田空港の農林水産省動物検疫所及び厚生労働省検疫所において、輸入された米国産牛肉にせき柱を含むことを確認。
 - (1) 対象貨物：米国産冷蔵牛肉（41 箱、約 390 kg）
うちせき柱を含む子牛肉が確認された貨物：3 箱（約 55 kg）
 - (2) 食肉処理施設：Atlantic Veal & Lamb, inc.（ニューヨーク州）
- 2 当該貨物については、全て積み戻し又は焼却処分することとし、今後、本件の原因について米国政府から原因の究明とその改善策についての適切な報告があるまでの間、すべての米国産牛肉の輸入手続を停止。
- 3 今般の事例の原因について、米国政府に報告を求めるとともに、輸入条件の遵守について改めて申し入れ。
- 4 米国農務省ジョハンス長官は、本件を深刻に受け止め、徹底的な調査を行うとともに、検査体制を強化することを表明。

（参考）

- 米国産牛肉の輸入再開に当たり、昨年 12 月 12 日に合意された日米間の家畜衛生条件においては、米国から日本向けに輸出される牛肉及び牛の内臓にはせき柱が含まれないことが明記

○除去すべき特定危険部位は、米国は基本的に30ヶ月齢以上、我が国は全月齢の牛を対象としていることから、次のような家畜衛生条件を締結

日米間の家畜衛生条件（仮訳）

（抜粋、平成17年12月12日合意、発効）

米国から日本向けに輸出される牛肉及び牛の内臓に適用される家畜衛生条件は、以下のとおりとする。

（定義）

“牛”

牛科の動物（*Bos taurus*、*Bos indicus*のみ。）

“牛肉及び牛の内臓”

牛肉及び牛の内臓は、生鮮あるいは冷凍した部分肉、トリミング及び内臓からなり、挽肉、機械的除去肉あるいは肉加工製品は含まれない。牛肉及び牛の内臓は牛の頭部（衛生的に除去された舌、ほほ肉を除く。）、扁桃、脊髓、回腸遠位部（盲腸接続部より2メートルの部分。）及び脊柱（胸椎横突起、腰椎横突起、仙骨翼及び尾椎を除く。）は含まれない。

“日本向け輸出牛肉”

米国から日本向けに輸出される牛肉及び牛の内臓。

米国産牛肉の輸入再開に関する経緯等について

○ 対日輸出施設の認定状況

- ・平成18年1月20日現在、対日輸出認定施設数は計38施設。
(問題のあった施設については1月20日付けで認定取消。取消前は計40施設。)
- ・4大食肉メーカーの施設は、38施設中22施設。

○ 輸入再開後の輸入実績(1月20日現在)

- ・輸入重量：約1500トン
- ・認定を受けた40施設のうち、25の対日輸出認定施設で処理されたもの。

○ 経 緯

- H15年12月24日 米国においてBSE感染牛確認、米国産牛肉等の輸入禁止
- H16年10月23日 日米局長級会合において、国内承認手続を条件として、科学に基づいて、双方向の牛肉貿易を再開するとの認識を共有
- H17年 5月13日 米国産牛肉等のリスク管理措置に関する意見交換会開催(全国9ヶ所)(~20日)
- H17年 5月24日 米国産牛肉等の輸入再開について食品安全委員会へ諮問
- H17年12月 8日 米国産牛肉等の輸入再開について食品安全委員会から答申
(プリオン専門調査会を10回開催、5月31日~10月31日)
- H17年12月12日 一定の条件で管理された米国産牛肉等の輸入再開決定
- H17年12月13日 米国の対日輸出施設の査察(11施設)(~24日)
- H17年12月15日 米国産牛肉等への対応についての説明会開催(全国9ヶ所)(~21日)
- H17年12月16日 米国産牛肉等の第一便が到着
- H17年12月26日 米国の対日輸出施設の査察結果を公表
- H18年 1月12日 食品安全委員会に査察結果を報告(プリオン専門調査会には同月19日に報告)
- H18年 1月20日
- ・農林水産省動物検疫所成田支所及び厚生労働省成田空港検疫所において、せき柱を含む米国産子牛肉を発見
 - ・当該ロットについては、全て積み戻し又は焼却処分を行い、すべての米国産牛肉の輸入手続を停止

(貼り出し)

平成18年1月24日

外務省 北米第二課

厚生労働省 監視安全課

農林水産省 動物衛生課

米国産牛肉に関する日米局長級会合の開催について

1. 24日午後、東京（於外務省）にて、先般米国から到着した子牛肉にせき柱が含まれていた件に関し、日米両政府は局長級会合を開催した。今回の会合の参加者は、日本側外務省石川経済局長、農林水産省中川消費・安全局長、厚生労働省松本食品安全部長他。米側ペン農務次官、ランバート農務次官代理、マン農務副次官他。
2. 会合では、米側より、本件に関し深い遺憾の意が表明され、本件の原因究明と再発防止のための方策につき、現状の説明があった。日本側よりは、徹底した原因の究明とこれを踏まえた再発防止策の確立が重要である点を改めて申し入れ、今後とも、米側において本件に関する報告作成のための作業を継続するとともに、必要に応じ日米間で意見交換を行うことで一致した。